

平成 26 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(平成 26 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 26 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の堤^{つみ}敏昭^{としあき}氏が、平成 26 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、大野^{おおの}良子^{りょうこ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第 47 号 小城市いじめ問題対策連絡協議会等条例でございますが、平成 24 年 7 月に滋賀県大津市で発生いたしましたいじめ問題を機に、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、この法律に基づき地域におけるいじめ防止等のための体制づくりを行う必要があります。小城市といたしましても対策を実効的に行うよう関係機関及び団体との連携を図るための組織として「小城市いじめ問題対策連絡協議会」

を、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織として「小城市いじめ問題専門委員会」を、重大事態発生に対し、「小城市いじめ問題専門委員会」が行なった調査結果に対し、再調査を行うための組織として「小城市いじめ問題調査委員会」を設置するため、新たに条例を整備するものでございます。

次に、議案第48号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、子ども・子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化したことにより、晩婚化、出生率の低下、子育ての孤立感と負担感の増加等により、急速な少子化が進んでいます。

このような状況下、国は、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること等の現状を踏まえ、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられた、市町村による認可事業とされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、条例で定めるとされたことから、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備するものです。

次に、議案第49号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

でございますが、これについても、子育て環境の充実のために学校教育法等の認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする「確認制度」が新たに始まることとなりました。

その確認制度における運営に関する基準について、条例で定めるとされたことから、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備しようとするものです。

続きまして、決算関係議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第 50 号 平成 25 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 221 億 3,788 万 5,577 円に対しまして、調定額が 215 億 5,093 万 2,452 円、収入済額が 212 億 2,667 万 9,839 円で、不納欠損額は 5,484 万 8,426 円、収入未済額は 2 億 6,940 万 4,187 円となっております。収入未済額としましては、市税 2 億 4,829 万 4,737 円、分担金及び負担金 1,087 万 2,076 円が主なものであります。なお、市税の収入率につきましては、前年度より 2 ポイント改善し、93.1%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 221 億 3,788 万 5,577 円に対しまして、支出済額が 208 億 7,097 万 74 円で、予算現額に対する執行率は 94.3%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 3 億 5,570 万 9,765 円となりました。

次に、議案第 51 号 平成 25 年度小城市授産場特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 2,438 万 3 千円に対しまして、調定額が 2,396 万 1,912 円、収入済額も同額となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 2,438 万 3 千円に対しまして、支出済額が 2,303 万 6,053 円で、予算現額に対する執行率は 94.5%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、92 万 5,859 円で、全額を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第 52 号 平成 25 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、調定額が 715 万 4,654 円、収入済額が 713 万 8,984 円、収入未済額が 1 万 5,670 円となっております。

歳出につきましては、支出済額が 605 万 5,265 円となりました。

以上のことから、歳入歳出差引額は 108 万 3,719 円となり、全額を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第 53 号 平成 25 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、調定額が 25 億 8,899 万 1,186 円、収入済額が 25 億 7,965 万 8,050 円で、不納欠損額は 86 万 990 円、収入未済額が 847 万 2,146 円となっております。

歳出につきましては、支出済額が 24 億 7,997 万 7,557 円となりました。

従いまして、歳入歳出差引額は 9,968 万 493 円となりました。

次に、議案第 54 号 平成 25 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、調定額が 57 億 2,437 万 8,562 円、収入済額が 53 億 6,497 万 7,616 円で、不納欠損額は 4,198 万 527 円、収入未済額が 3 億 1,742 万 419 円となっております。

歳出につきましては、支出済額が 57 億 1,967 万 6,168 円となり、歳入歳出差引不足額 3 億 5,469 万 8,552 円を翌年度繰上充用金で補填いたしましたので、歳入歳出差引残額はございません。

次に、議案第 55 号 平成 25 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、調定額が 4 億 7,574 万 847 円、収入済額が 4 億 7,416 万 4,564 円で、不納欠損額は 5 万 3,100 円、収入未済額が 152 万 3,183 円となっています。

歳出につきましては、支出済額が 4 億 6,663 万 3,007 円となり、歳入歳出差引額は 753 万 1,557 円となりました。

次に、議案第 56 号 平成 25 年度小城市水道事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成 25 年度の業務量についてご説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より 62 戸増の 6,638 戸、年間有収水量は 159 万 8,563 立方メートルで、前年度より 0.7% の減となっております。有収率は 86.23% で、前年度より 0.3 ポイントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

営業収益は、2 億 6,379 万 5,300 円で、前年度より 6.5% の増、営業費用は 2 億 2,964 万 8,091 円で、前年度より 1.5% の減となり、営業利益は 3,414 万 7,209 円となりました。

営業外収益につきましては、1,000 万 3,177 円で、前年度より 26.2% の減、営業外費用は 1,808 万 5,514 円で、前

年度より6.6%の減となりました。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は2,606万4,872円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の総額は888万8,250円で、資本的支出の総額は1億7,750万4,013円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は5,399万3,868円で全額を繰越利益剰余金とするものです。

次に、議案第57号 平成25年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成25年度の業務量についてご説明申し上げます。入院患者延数は25,717人で前年度より1,642人の増となり、1日平均患者数70.46人、病床利用率は71.17%となっております。外来患者は、44,906人で前年度より20人の増となり、1日平均患者数184.04人、0.04%の増となりました。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

医業収益につきましては、11億470万602円で前年度より4.03%の増、医業費用につきましては、11億9,385万7,318円で前年度より0.43%の増となり、医業損失は8,915万6,716円となりました。

次に、医業外収益につきましては、8,292万9,997円で前年度より0.15%の減、医業外費用につきましては、

2,360万7,666円で前年度より4.18%の減で、医業外利益は5,932万2,331円となりました。

以上のことから、総収益から総費用を差し引いた経常損失は2,983万4,385円となっております。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入の合計は1,770万9,000円で前年度より64.24%の減、資本的支出の合計は3,032万1,658円で前年度より29.22%の減となっております。

以上、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、また、平成25年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いし、併せて、平成25年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものです。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第58号 平成26年度小城市一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億8,308万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ

れ 210 億 1,133 万円とするものです。

第 2 表 継続費補正は、牛津公民館等改修事業の追加及びスマートインターチェンジ整備事業の年割額を変更するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、牛津公民館等改修事業及び農林水産施設災害復旧事業を追加するとともに、社会資本整備総合交付金事業（スマートインターチェンジ整備事業）及び臨時財政対策債の借入限度額を変更するものでございます。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については今回の補正にて対応しております。

それでは、補正の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費では、小城市を応援する市外在住の方へふるさと納税（寄附金）を推進する「ふるさと納税推進事業」を計上しております。

第 3 款 民生費では、国民健康保険特別会計への基準外繰出金を計上しております。

第 4 款 衛生費では、成人の肺炎球菌による肺炎を予防し、死亡及び重症化を減少させる「成人用肺炎球菌ワクチン接種事業」や水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、幼児の健康を保持するための「水痘すいとうワクチン接種事業」に係る経費のほか、ごみ処理を一部事務組合で推進するための「天山地区共同環境組合事業」などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、農業の担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする「多面的機能支払交付金事業」を計上しております。

第 8 款 土木費では、小城市の産業振興をはじめとして、災害時の広域支援体制の向上など地域の活性化を図る「スマートインターチェンジ整備事業」を計上しております。

第 10 款 教育費では、現牛津公民館の機能を旧議会棟に移設し、安全で快適な施設改修を行う「牛津公民館等改修事業」や自治公民館が行うトイレの改修等工事に対して、補助金を交付する「身近なユニバーサルデザイン(トイレ洋式化)推進事業(自治公民館分)」を計上しております。

歳入では、これらの事務事業に伴う国・県支出金、寄附金、諸収入、市債のほか、地方交付税や繰越金、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 59 号 平成 26 年度小城市授産場特別会計補正予算(第 1 号)は、既定の歳入歳出予算の総額 2,571 万 9 千円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み換えを行うものでございます。

次に、議案第 60 号 平成 26 年度小城市簡易水道特

別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718万8千円とするものでございます。

補正の内容は、前年度決算に伴いまして、繰越金及び予備費を増額するものでございます。

次に、議案第61号 平成26年度小城市下水道特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ1億9,922万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,622万4千円とするものでございます。

第2表 地方債補正は、公共下水道事業の借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容は、国庫補助金内示額の減に伴う減額でございます。

次に、議案第62号 平成26年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,461万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億3,738万2千円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成25年度決算のための繰上充用金が確定したことにより、赤字補填のための一般会計からの繰入金1億1,122万5千円を計上する

ほか、国庫支出金を減額するものでございます。

また、歳出では、平成 25 年度の退職者医療にかかる療養給付費等交付金の額が確定した事により、支払基金への返還金を計上するものでございます。

次に、議案第 63 号 平成 26 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 716 万 5 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,782 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では平成 25 年度の繰越金が確定しましたので補正するものでございます。

また、歳出では、平成 26 年 4 月と 5 月に納付された 25 年度分の後期高齢者医療の保険料を広域連合に納付するための補正でございます。

次に、議案第 64 号 平成 26 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的支出の水道事業費の営業費用を 90 万 1 千円減額し、予備費を 90 万 1 千円増額するもので、既定の予算総額に変更はありません。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費の減、及び電算機器更新に伴います委託料の追加によるものでございます。

次に、議案第 65 号 平成 26 年度小城市病院事業会

計補正予算（第1号）は、収益的収入の既定予算に62万4千円を追加し、収益的支出の既定予算から1,163万4千円を減額し、予算の総額のうち収益的収入を13億531万8千円、収益的支出を16億5,620万3千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では医業外収益の補助金として新型インフルエンザ入院医療機関設備整備事業補助金を増額し、また収益的支出では人事異動等に伴う給与費の減額と新型インフルエンザに対応するための防護服を購入するために材料費を増額するものでございます。

以上、平成26年度補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、報告第5号 平成25年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、中心市街地活性化事業及び教育情報化推進事業を平成24年度から平成25年度までの2箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成25年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げますが、御

審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。
提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。